

第36号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上記の議案を提出します。

令和6年2月29日

提出者 中野区長 酒井直人

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議に当たり、議決の必要がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）を別紙のとおり変更する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。